

令和3年8月2日

県立神戸高等学校
保護者・生徒の皆様

県立神戸高等学校長
世良田 重人

「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえた本校の対応について

新型コロナウイルス感染が再拡大しており、県内に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が、再び適用されることとなりました。県教育委員会からは、県立学校の教育活動の扱いについて一部変更する旨の文書が届きました。従って、適用期間中（8月2日～8月31日）の本校の対応についても、下記のとおり行うこととしますので、よろしくご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 教育活動

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行います。
- 県外での活動は、原則行いません。
ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認して実施します。

2 部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行います。なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します（学校は不可）。
- 県外での活動（全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。）は、原則行いません。
ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認して実施します。
- 活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。